

# 試験検査成績書

株式会社ビックライフソリューション 様

令和4年10月7日

株式会社 静環検査センター



ご依頼いただきました検査につきまして、下記のとおりご報告いたします。

## 記

- 件名 ミネラルウォーター放射能分析
- 採取年月日 令和4年9月30日
- 試験方法 ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー
- 試料名 原水

## 5 分析結果

| 項目               | 単位    | 分析結果   | 検出限界 | 基準値      |
|------------------|-------|--------|------|----------|
| ヨウ素131           | Bq/kg | 検出されない | 1未満  | 基準値なし    |
| 放射性セシウム<br>(合計値) | Bq/kg | 検出されない | -    | 10 Bq/kg |

\*食品中の放射性セシウム検査法(平成24年3月 厚生労働省医薬食品局食品安全部)

注)検出限界とは、測定器が検出可能な最小濃度です。

注)測定結果は測定日における濃度を表します。

# 試験検査成績書

第 AG21000007-001 号  
令和4年10月7日

株式会社ビックライソリューション

様

環境計量証明事業所 静岡県公認登録第148の6号  
食品衛生法登録機関 厚生労働省発東海環第0222001号  
水道水水質検査機関 厚生労働省登録第126号  
建築物飲料水水質検査業 静岡県11水第1号

令和 4 年 10 月 3 日

ご依頼を受けました検査の結果は、  
下記のとおりです。

株式会社 静環検査センター  
〒426-0041 静岡県藤枝市高柳2310番地  
TEL <054>-634-1000 FAX <054>-634-1010

成績書署名者 東城 義博

|          |  |
|----------|--|
| 試料名      | 原水   |
| 採取年月日：時刻 | 令和4年9月30日  |
| 特記事項     | 採取場所:山梨県富士吉田市上吉田4576-1 採取者:吉川 一史(甲府支店)<br>測定日:2022.10.06 |

注) 試料名及び採取年月日、時刻、特記事項については、依頼者のお申し出により記入いたしました。

| 検査項目             | 単位    | 結果     | 検出限界 | 検査方法 |
|------------------|-------|--------|------|------|
| 放射性ヨウ素(ヨウ素131)   | Bq/kg | 検出されない | 1    | *    |
| 放射性セシウム(セシウム134) | Bq/kg | 検出されない | 1    | *    |
| 放射性セシウム(セシウム137) | Bq/kg | 検出されない | 1    | *    |
| 放射性セシウム(合計値)     | Bq/kg | 検出されない | ---  |      |
| - 以下余白 -         |       |        |      |      |
|                  |       |        |      |      |
|                  |       |        |      |      |
|                  |       |        |      |      |
|                  |       |        |      |      |
|                  |       |        |      |      |
|                  |       |        |      |      |
|                  |       |        |      |      |
|                  |       |        |      |      |
|                  |       |        |      |      |
|                  |       |        |      |      |
|                  |       |        |      |      |
|                  |       |        |      |      |

\*食品中の放射性セシウム検査法(平成24年3月 厚生労働省医薬食品局食品安全部)

注) 検出限界とは、測定器が検出可能な最小濃度です。

注) 測定結果は測定日における濃度を表します。

○記入された試験結果は、試験された試料のみに関するものです。

○当社の許可なく、本試験検査成績書の一部を複製し使用することを禁止します。